

第4章 合併・解散

1 合併を行う場合	P4-2
(1) NPO法人の合併について	P4-2
(2) 合併後の届出	P4-2
(3) 合併手続に関する提出書類	P4-2
4-① 合併認証申請書（様式第12号）	P4-4
4-⑫ 合併登記完了届出書（様式第13号）	P4-6
2 解散・清算を行う場合	P4-7
(1) NPO法人の解散について	P4-7
(2) 清算の結了手続	P4-7
(3) 解散手続の際のフロー	P4-8
(4) 解散手続に関する提出書類	P4-9
4-⑮ 解散認定申請書（様式第7号）	P4-10
4-⑮ 解散届出書（様式第8号）	P4-11
4-⑳ 清算人就任届出書（様式第9号）	P4-12
4-㉒ 残余財産譲渡認証申請書（様式第10号）	P4-13
4-㉓ 清算結了届出書（様式第11号）	P4-14

1 合併を行う場合

(1) NPO法人の合併について

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます（法 33）。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません（法 34）。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法 35）。

(2) 合併後の届出

法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります（組登令8）。

（注）「一定の期間内」の期間は、2カ月を下回ってはなりません。

(3) 合併手続きに関する提出書類

○合併認証申請時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-①	合併認証申請書（様式第12号）	1部	P4-4
4-②	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（写し）	1部	—
4-③	定款	2部	—
4-④	役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）	2部	—
4-⑤	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	1部	—
4-⑥	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）	1部	—
4-⑦	社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	1部	—
4-⑧	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1部	—
4-⑨	合併趣旨書	2部	—
4-⑩	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2部	—
4-⑪	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2部	—

（注）添付書類の記載方法等については設立認証の申請（第2章）を参照のこと

○合併後の届出書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-⑫	合併登記完了届出書（様式第 13 号）	1 部	P4-6
4-⑬	登記事項証明書	1 部	—
4-⑭	登記事項証明書の写し（4-⑬のコピー）	1 部	—
4-⑮	合併の時の財産目録	2 部	—

（注）添付書類の記載方法等については設立認証の申請（第 2 章）を参照のこと

4-① 合併認証申請書（様式第 12 号）

様式第 12 号（第 14 条関係）

提出年月日を記載する

年 月 日

富山県知事 殿

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

連絡先 電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

主たる事務所の所在地

連絡先 電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続しようとする」又は「合併によって設立しようとする」を記入すること。
- 3 3 には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 4 申請書には次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
- (2) 定款〔2部〕
- (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)[2部]
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- (7) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (8) 合併趣旨書〔2部〕
- (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書〔2部〕
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書〔2部〕

4-② 合併登記完了届出書（様式第 13 号）

様式第 13 号（第 16 条関係）

富山県知事

殿

提出年月日を記載する

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 届出書には次の書類を添付すること。
 - (1) 登記事項証明書
 - (2) 登記事項証明書の写し
 - (3) 合併の時の財産目録の副本〔2 部〕

2 解散・清算を行う場合

(1) NPO法人の解散について

NPO法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

（注）社員総会における解散の決議には、総社員の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

解散後、清算中のNPO法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）

(2) 清算の結了手続

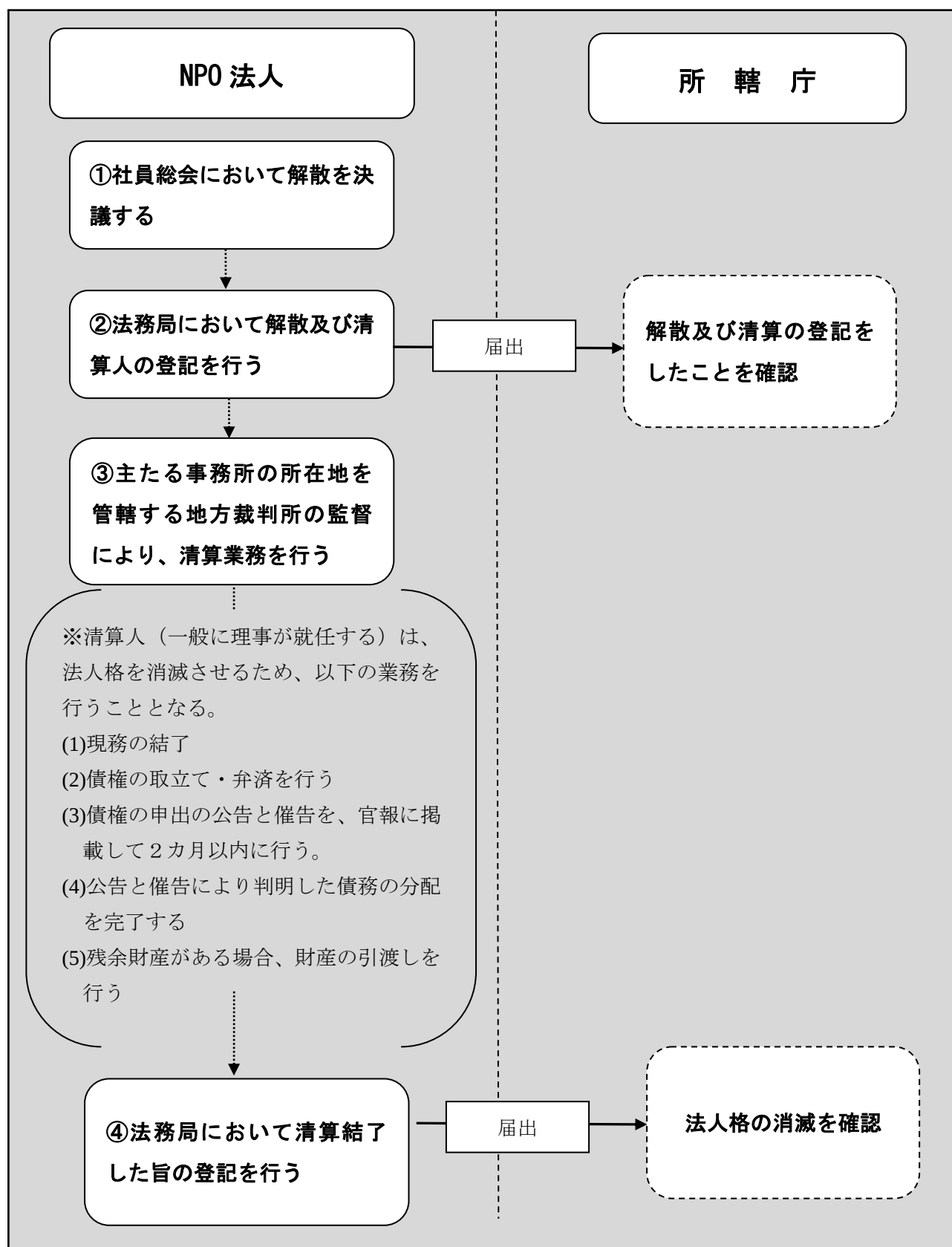
NPO法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2 ①）。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

（注）債権の申出の公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）

清算人は、清算結了後、清算結了の登記を行い、当該NPO法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

(3) 解散手続の際のフロー



(4)解散手続に関する提出書類

○解散の認定申請（解散事由が「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」の場合のみ）時に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-⑮	解散認定申請書（様式第7号）	1部	P4-10
4-⑯	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1部	—

○解散登記後に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-⑰	解散届出書（様式第8号）	1部	P4-11
4-⑱	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書の原本	1部	—

○上記のほか、清算中に清算人が就任した場合に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-⑳	清算人就任届出書（様式第9号）	1部	P4-12
4-㉑	清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書の原本	1部	—

○上記のほか、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がなく、その財産を国又は地方公共団体に譲渡する場合に提出する書類一覧

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-㉒	残余財産譲渡認証申請書（様式第10号）	1部	P4-13

○清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト		提出部数	参照ページ
4-㉓	清算終了届出書（様式第11号）	1部	P4-14
4-㉔	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書の原本	1部	—

4-⑭ 解散認定申請書（様式第7号）

様式第7号（第10条関係）

提出年月日を記載する

年 月 日

富山県知事

殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

4-⑬ 解散届出書（様式第8号）

様式第8号（第11条関係）

富山県知事

殿

提出年月日を記載する

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第号に掲げる事由により下記のとおり
特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

以下の解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、
「4」又は「6」を記入する。

- 1 社員総会の決議
- 2 定款で定めた解散事由の発生
- 4 社員の欠乏
- 6 破産手続開始の決定

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。
- 3 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

原本を提出する

4-㊹ 清算人就任届出書（様式第9号）

様式第9号（第11条関係）

提出年月日を記載する

年 月 日

富山県知事

殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

原本を提出する

4-② 残余財産譲渡認証申請書（様式第 10 号）

様式第 10 号（第 12 条関係）

富山県知事

殿

提出年月日を記載する

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡する残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 2 には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、それぞれに譲渡する財産を記載すること。

4-㊦ 清算終了届出書（様式第 11 号）

様式第 11 号（第 13 条関係）

提出年月日を記載する

年 月 日

富山県知事

殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と
記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

清算終了届出書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

原本を提出する